

北海道教育委員会教育長告示第46号

北海道が令和7年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事業又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和7年4月1日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

(教育委員会所管分その10)

補助金等を交付する事務又は事務の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数 提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 公立高等学校等生徒奨学事業（返還免除費） 公立高等学校等生徒奨学事業（以下「奨学事業」という。）に要する資金について、道が金融機関に対し損失補償を行い、奨学会が当該金融機関から借入れを受けた資金により奨学金を貸付けた者の死亡等を理由とした奨学金の返還の免除（以下「死亡等返還免除」という。）をすることにより不足する資金に対し、奨学事業の運営の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道高等学校奨学会</p>	<p>公益財団法人北海道高等学校奨学会が行う死亡等返還免除による奨学事業の返還金収入の補填に要した借入金 の返済に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第28号様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和8年3月5日 提出先 北海道教育庁学校教育 局高校教育課学校制度係</p>	<p>教育長</p>	